

至急・重要

愛警協発第162号

令和元年8月30日

会員各位

(一社) 愛知県警備業協会

会長 小塚喜城

「警備業法施行規則の一部改正」施行に伴う教育センターにおける教育事業対応(連絡)

謹啓

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素 当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日、警備業法施行規則の一部改正が施行され、警備員教育の教育時間等が見直されることとなりました。この改正は、警備業界において警備員への指導教育体制の充実及び警備員の資質向上が図られたことで、より短時間の教育でも教育目的を達することができる状況にあることなどを踏まえ、警備員教育の教育時間及び教育頻度の見直しが行われたものであります。

今回の施行規則等の改正内容については、令和元年8月30日付 官報号外103号に掲載されており、インターネットで確認ができます。また、本年9月26日(木)に開催する警備員指導教育責任者研修会においても、警察本部担当官から説明がある予定です。

つきましては、改正概要及び教育センターにおける対応は下記のとおりであることから、会員の皆様の教育担当者にも規則改正に伴う警備員教育の教育時間等の見直しについて周知徹底していただき、適正な警備業務の実施にご理解いただきますようお願い申し上げます。

謹白

記

1 改正の主な内容(一般警備員)

- (1) 新任教育時間数 「30時間以上」から「20時間以上」に変更
- (2) 現任教育時間数 「上期・下期ごとに8時間以上」から「年間10時間以上」に変更
- (3) 現任教育の頻度 「半年ごと」から「1年ごと」に変更

2 教育センターにおける教育事業の対応

(1) 基本方針

本年9月30日までは、現行(改正前)と同じ時間割とし、本年10月1日以降は、改正内容に対応した教育時間数について現在検討中であり見直しを行う。

(2) 内容

ア 新任教育

(ア) 令和元年9月30日まで

現行(改正前)と同じ3日間で22時間実施する。

(イ) 令和元年10月1日以降

2日間で14時間実施する。残り6時間は自社教育とする。(案)

イ 現任教育

(ア) 令和元年9月30日まで

現行(改正前)と同じ1日8時間実施する。(残り2時間は自社教育となる。)

(イ) 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間

教育センターにおける現任教育は実施しない。但し、旧規定の現任教育を補完するため4時間の現任教育を実施予定(案)

(ウ) 令和2年4月1日以降

2日間で10時間実施する。(案)

なお、教育センターにおける令和元年10月1日以降の新任警備員教育の予定については、早急に決定して当協会ホームページにおいて掲載する予定です。